

令和5年6月5日
農林水産部

報道関係者各位

内水面漁場計画の一部変更（区画漁業権に係る事項の追加等）後の素案に係る
意見募集について

山形県では、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条に基づく内水面漁場計画を令和5年4月25日付け山形県告示第345号により公表しておりますが、令和5年度に区画漁業権の免許を行うため、当該計画の一部変更（区画漁業権に係る事項の追加等）を予定しております。

内水面漁場計画を変更しようとするときは、漁業法の規定により、当該内水面において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならないこととされております。

つきましては、内水面漁場計画の一部変更後の素案に関する県民の皆様の御意見を募集いたします。周知につきまして、御協力をよろしくお願いいたします。

記

1 意見募集の期間

令和5年6月5日（月）から令和5年7月3日（月）まで

2 意見の提出方法及び宛先等

(1) 郵送 〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

山形県農林水産部水産振興課 水産行政担当

(2) ファックス ファックス番号 023-630-3257

(3) 電子メール 以下のアドレス中の当ページの末尾にある「お問い合わせフォーム」からお送りください。

県パブリック・コメントのアドレス

<https://www.pref.yamagata.jp/kensei/joho/kocho/publiccomment/boshuuchuu.html>

3 その他

(1) 御意見をいただく様式は、任意のものとしませんが、必ず住所、氏名及び連絡先（電話番号）を明記してください。（御意見の内容以外は公表しません）

(2) 利害関係人として意見する場合は、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第22条第2項の規定により当該事案の利害関係人であることを疎明していただく必要がありますので、具体的な利害関係の内容を記載してください。

(3) 御意見は日本語で提出してください。

4 公表資料及び閲覧方法

内水面漁場計画の一部変更（区画漁業権に係る事項の追加等）後の素案を県ホームページに掲載し、行政情報センター（県庁1階）及び各総合支庁総合案内窓口にて備え付けます。

【問い合わせ先】

農林水産部水産振興課 課長補佐 小佐野 利彦
電話 023(630)2477

【報道監】農林水産部次長 齋藤